

# 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会 平成23年度第4回審議会

日 時 平成23年12月20日（火）  
午後2時00分

場 所 柴田町役場 講習室（3階）

## 次 第

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 会議録署名員の指名

### 4 議 事

#### ・住民投票条例制定に関すること・・・・・・・・・・資料1

①外国人の投票資格を「永住外国人」、「定住外国人」のどちらを選択するべきかについて

②開票の条件について

③その他

### 5 その他

### 6 閉 会

## 投票資格者と請求者の要件が異なる事例

自治体名	投票できる人			請求者要件	理 由	備 考
	年齢	永住者及び特別永住者	一定の残留資格者			
埼玉県富士見市	18	○	×	20歳以上の日本国籍を有する者	① 請求資格者については、請求した者が請求要件を満たしているかを速やかに確認するため、公選法による選挙人名簿を使用する制度設計としている。	・ 請求資格者を公選法による名簿で確認することにより、 <b>投票人名簿の調整は実施請求があった後に整備することが可能</b> となるため、結果的に事務量と経費の節減にもなっている。
埼玉県鳩山町	18	○	×	20歳以上の日本国籍を有する者	② 投票資格を3ヶ月以上住所を有することとしているため、18歳以上を請求者とした場合、年4回（3ヶ月毎）の名簿調整が新たに発生する。	